

勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会開催要綱

1. 開催趣旨

勤務間インターバル制度は、働く者の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために重要である。他方、我が国では勤務間インターバル制度を導入している企業は少数にとどまっており、企業の自主的な取組を促進し、制度導入についての環境整備を進める必要がある。

こうした観点から、平成 29 年 3 月 28 日に働き方改革実現会議で決定した働き方改革実行計画において、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法を改正し、事業者は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならない旨の努力義務を課し、制度の普及促進に向けて、政府は労使関係者を含む有識者検討会を立ち上げる。また、政府は、同制度を導入する中小企業への助成金の活用や好事例の周知を通じて、取り組みを推進する。」こととされた。

これを受け、有識者からなる検討会を開催し、勤務間インターバル制度の実態把握、導入促進を図るための方策などの検討を行う。

2. 検討事項

以下の事項を中心に検討を行う。

- (1) 国内における勤務間インターバル制度の導入状況などの実態や課題の把握
- (2) 諸外国における勤務間インターバル制度と運用状況の把握
- (3) 勤務間インターバル制度導入促進を図るための方策
- (4) その他

3. 運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局労働条件政策課において行う。
- (3) 本検討会の配付資料、議事録については、別に申し合わせた場合を除き、公開とする。